

## 【特殊定期健康診断】

### ■ 有機溶剤健康診断(有機溶剤中毒予防規則第 29 条)

一定の有機溶剤業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れ時の際、配置替えの際、及びその後 6 月以内毎に 1 回定期的に以下の健診項目を行わなければなりません。

#### 必ず実施すべき検査項目

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
  - 有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
  - 有機溶剤による(5)～(8)及び(10)～(13)に掲げる既往の異常所見の有無の調査
  - (4)の既往の検査結果の調査
- (3) 自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査（下欄 1～22 の症状）
- (4) 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査（下の表参照）
- (5) 尿中の蛋白の有無の検査
- (6) 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
- (7) 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- (8) 眼底検査

#### 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- (9) 作業条件の調査
- (10) 貧血検査
- (11) 肝機能検査
- (12) 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）
- (13) 神経内科学的検査

- このうち(4)および(6)～(8)は、下の表に示した有機溶剤に限る。
- (4)の検査については、年 2 回の検査のうち 1 回については医師の判断で省略することができます。省略する際には、省略要件（平成 10 年 3 月 24 日基発第 122 号）により判断することになります。
- 自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

#### ◆自覚症状または他覚症状と通常認められる症状一覧

1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少
9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦
15. 上起動または眼の刺激症状 16. 皮膚または粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛
18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他

◆代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

有機溶剤の種類	検査項目			
	代謝物	肝機能	貧血	眼底
キシレン、スチレン、トルエン、1・1・1-トリクロエタン、ノルマルヘキサン	○			
N・N-ジメチルホルムアミド、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン	○	○		
クロルベンゼン、オルトジクロルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロルエタン、1・2-ジクロルエチレン、1・1・2・2-テトラクロルエタン、クレゾール		○		
エチレングレコールモノエチルエーテル、エチレングレコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングレコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングレコールモノメチルエーテル			○	
二硫化炭素				○

- 上記指定の有機溶剤が5%を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合に検査が必要です。

◆代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

代謝物質名	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
トルエン	尿中馬尿酸
1・1・1-トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物
ノルマルヘキサン	尿中2・5-ヘキサンジオン
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
トリクロルエチレン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物
テトラクロルエチレン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物

- 記録保存：5年（様式第3号）
- 報告義務：有（様式第3号の2）